

Okakenkyo News Letter

2025
10月
866号

岡山県建設業協会 会報

- ②国土交通省中国地方整備局との意見交換会
- ③「建設業取引適正化推進期間」の実施について
- ⑦岡山県下公共工事の動向（9月分）
- ⑪建退共だより
- ⑬法律相談コーナー
- ⑮建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑯建設業総合補償制度のご案内
- ⑰岡山県からのお知らせ
- ⑱岡山労働局からのお知らせ



福生寺[備前市] (提供: 岡山県観光連盟)

国土交通省中国地方整備局との意見交換会

9月30日（火）、ピュアリティまきびにおいて国土交通省中国地方整備局との意見交換会を開催しました。

意見交換会には、中国地方整備局から吉岡企画部長、橋本営繕部長他11名、岡山県から光畠土木部技術総括監、守屋技術管理課長の2名、当協会からは、荒木会長をはじめ、副会長、専務理事が出席しました。

会議は2部構成で行われ、それぞれ橋本営繕部長、吉岡企画部長と荒木会長の挨拶の後、各会員からの要望に基づき意見交換をいたしました。

15：00～ 営繕部との意見交換会

【出席者】

国土交通省中国地方整備局

営繕部長	橋 本 一 洋
営繕部 営繕品質管理官	坂 井 裕 一
営繕部 技術・評価課長	橋 田 敬
岡山営繕事務所長	中 田 浩 二

15：40～ 企画部との意見交換会

【出席者】

国土交通省中国地方整備局

企画部長	吉 岡 大 藏
企画部 技術調整管理官	北 木 清 治
企画部 技術管理課長	高 崎 修
岡山河川事務所長	小 平 剛 弘
岡山国道事務所長	樋 口 恒一郎
企画部 技術管理課 課長補佐	岡 本 功
企画部 技術管理課 課長補佐	小 島 亨

岡山県

土木部 技術総括監	光 畠 一 良
土木部 技術管理課長	守 屋 正 義

【提案議題】

議題1：最低制限価格率の引上げについて

議題2：特別調査価格について

議題3：熱中症対策について

「建設業取引適正化推進期間」の実施について

国土交通省

国土交通省及び都道府県においては、令和7年度も建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、「建設業取引適正化推進期間」を実施し、法令遵守に関する活動を行うこととされました。

このことについて、国土交通省から全建を通じて通知がありましたので、お知らせいたします。

国不建推第34号
令和7年9月11日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長

「建設業取引適正化推進期間」の実施について

建設業における取引の適正化については、従来建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、令和7年度においても建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、国土交通省及び都道府県において、別紙のとおり「建設業取引適正化推進期間」（以下「推進期間」という。）を実施し、法令遵守に関する活動を行うこととしたので通知いたします。

貴団体におかれでは、上記趣旨にかんがみ、推進期間中における取引の適正化に関する積極的な取組をお願いするとともに、国土交通省及び都道府県の各種取組に関しご協力いただきますようお願いいたします。

また、傘下会員企業等に対しても、幅広く推進期間の実施について周知方よろしくお願ひいたします。

(別紙)

令和7年度「建設業取引適正化推進期間」実施要領

建設業取引の適正化については、従来、建設業法の厳正な運用と建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、不正行為の未然防止を図るとともに、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしづ寄せ等について指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要である。

このため、平成22年度から毎月11月を「建設業取引適正化推進月間」とし、また令和2年度からは毎年10月から12月の3か月間を「建設業取引適正化推進期間」（以下「推進期間」という。）として、建設業取引の適正化に関する講習会・研修会（以下「講習会等」という。）などの普及・啓発活動をはじめ、その取組内容の広報を積極的に進めるなど、法令遵守に関する活動を集中的に実施しているところである。

今年度についても、引き続き、10月から12月の期間において、下記により、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図っていくものとする。

記

1. 期間

令和7年10月1日～12月31日

2. 主催

国土交通省及び都道府県

3. 協賛

公益財団法人建設業適正取引推進機構

4. 主な取組

（1）建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

推進期間は、建設業者等に対して建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を行う重要な機会であるため、次に掲げる方法等により、その実施について幅広く周知する。

- ① 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）、都道府県及び建設業関係団体への通知文発出
- ② 専門紙、雑誌、インターネット等を通じた広報
- ③ 地方整備局、都道府県及び建設業関係団体のホームページ等を活用した広報
- ④ 国土交通本省、地方整備局、都道府県及び建設業関係団体の施設におけるポスターの掲示

（2）講習会等

- ① 講習会等の開催

建設業取引の適正化をより一層推進するため、建設業者等を対象とした講習会等を、期間内を中心に開催し、地方整備局は、管内都道府県との調整を積極的に行い、可能な限り都道府県ごとに開催できるよう努める。とりわけ、令和6年6月14日に改正建設業法（以下、「改

正法」という。)が公布されたことを踏まえ、その普及・啓発活動の強化に努める。

また、建設業者等には、知識習得のニーズはあるものの、講習会等の開催自体が知られていないことや、開催日時や場所の都合が合わないことにより参加できないとの指摘があることも踏まえ、開催案内の周知方法を工夫するとともに、日時・場所等の設定についても、過年度における参加者状況等の実績を考慮するなどして決定する。その際、建設業者等のうち、許可を受けないで建設業を営む者（軽微な建設工事のみを請け負う者）についても、その取引の適正化を図る観点から、広く参加を呼びかけるなど、受講機会の確保に努める。

なお、「建設企業のための適正取引ハンドブック」の説明動画を、国土交通本省ホームページ上に掲載しているため、これらを活用したウェブでの講習など、幅広い手法で実施するものとする。

② 留意事項等

- i 改正法により設置された、技能労働者の賃金原資である労務費の確保とその行き渡りのための新たなルールについて、発注者を含めた請負契約の各当事者に対し、新ルールを踏まえた適切な対応を呼びかけていく必要があることから、改正法の要点をまとめた資料や「建設企業のための適正取引ハンドブック」等を活用する等、参加者等が講習内容をより分かりやすく、かつ、より深く理解できるよう、周知方法を工夫する。
- ii 法令違反等の早期発見・早期是正を図る観点から、法令違反疑義情報等の情報収集の窓口である駆け込みホットラインをはじめ、請負契約を巡る元下間のトラブル相談に応じる建設業取引適正化センター及び建設業フォローアップ相談ダイヤル等の各種相談窓口等について周知する。
- iii 講習会等においては、「建設キャリアアップシステム」についても必要に応じ周知に努めるとともに、講師派遣が必要な際は、一般財団法人建設業振興基金を活用する。その他、議題等に応じて、国土交通本省、地方整備局、公益財団法人建設業適正取引推進機構等からの講師の派遣を積極的に活用する。
- iv 「工期に関する基準」(令和6年3月27日最終改訂)及び令和6年4月より適用となった建設業における時間外労働の上限規制について周知する。
- v 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保並びに下請代金の支払手段について、建設業法令遵守ガイドラインを活用し周知する。

(3) 建設Gメンによる調査、建設業許可部局による立入検査等の実施

- ① 期間内は、地方整備局の建設Gメンによる調査を重点的に実施するほか、建設Gメンによる調査や下請取引等実態調査の結果、または通報等により、法令違反が疑われる建設業者等に対しては、建設業許可部局による立入検査・報告徴取を機動的に実施し、必要に応じて指導・監督を行う。

なお、これらの調査等を実施する際は、各種相談窓口についての周知も併せて行う。

- ② 建設Gメンによる調査については、適正な水準の労務費の確保とその行き渡り状況や、工期に関する基準を考慮した適正な工期設定の確保状況等について調査し、発注者を含めた請

負契約の各当事者に対して、改正法について周知啓発を行うと共に遵守徹底を求めていく必要があることから、当該期間を「集中期間」と位置づけ、とりわけ重点的に行う。

- ③ 技能労働者の処遇を確保する観点から、工期に関する基準が考慮されておらず、それによって、違法な長時間労働などの可能性がある不適正な工期を設定している建設業者や、ダンピング受注を繰り返すなどの不当な行為により、技能労働者の賃金にしわ寄せが及んでいるおそれがある建設業者が確認された場合は、都道府県労働局や労働基準監督署と連携して合同調査を行う。

(4) その他

上記のほか、地方整備局及び都道府県は、建設業取引の適正化の確保に向け、自主的な取組の実施に努める。

岡山県下公共工事の動向〈9月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

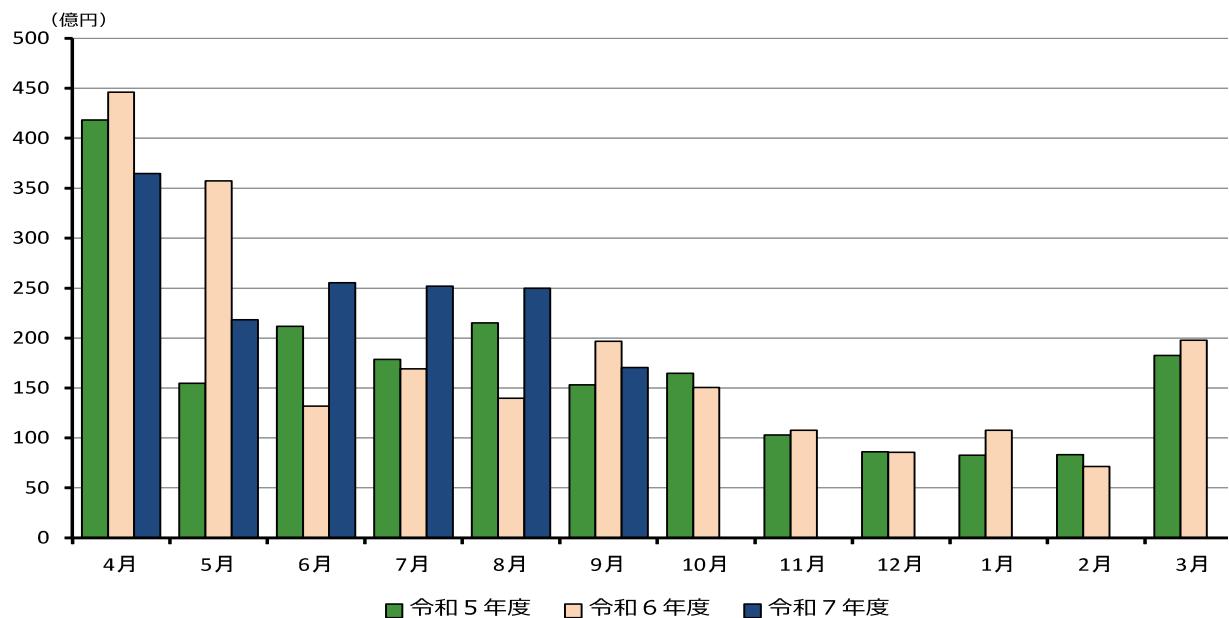
I. 単月（令和7年9月）

1. 全般の状況

(金額単位：百万円)

発注者別	国	件 数	請負金額	増減		増減率	
				件 数	請負金額	件 数	請負金額
発注者別	国	15	1,634	▲6	▲1,015	▲28.6%	▲38.3%
	独立行政法人等	4	869	▲1	▲399	▲20.0%	▲31.5%
	岡 山 県	279	4,320	39	▲1,445	16.3%	▲25.1%
	市 町 村	238	8,584	2	▲1,039	0.8%	▲10.8%
	その他公共的団体	6	1,624	0	1,264	0.0%	350.9%
合 計		542	17,033	34	▲2,635	6.7%	▲13.4%
令和6年度		508	19,669	33	4,353	6.9%	28.4%
令和5年度		475	15,316	53	1,765	12.6%	13.0%
令和4年度		422	13,551	▲50	▲4,399	▲10.6%	▲24.5%
令和3年度		472	17,950	▲28	▲1,547	▲5.6%	▲7.9%

月別請負金額の推移



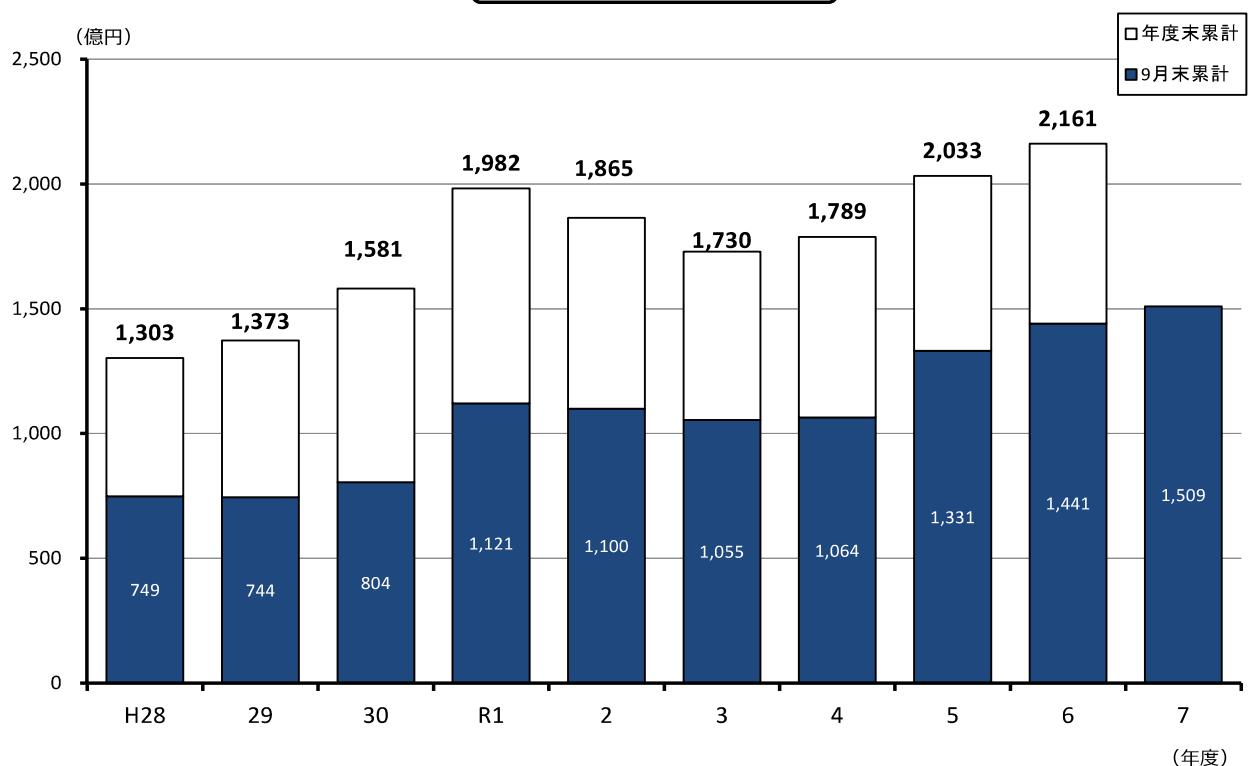
II. 累計（令和7年4月～令和7年9月）

1. 全般の状況

(金額単位：百万円)

発注者別	件 数	請負金額	増 減		増減率	
			件 数	請負金額	件 数	請負金額
国	116	16,426	14	2,684	13.7%	19.5%
	42	19,397	1	4,440	2.4%	29.7%
	891	21,367	40	▲1,815	4.7%	▲7.8%
	1,111	75,297	▲10	▲9,602	▲0.9%	▲11.3%
	23	18,509	▲1	11,190	▲4.2%	152.9%
合 計	2,183	150,998	44	6,897	2.1%	4.8%
令和6年度	2,139	144,101	6	10,927	0.3%	8.2%
令和5年度	2,133	133,174	136	26,697	6.8%	25.1%
令和4年度	1,997	106,477	▲103	919	▲4.9%	0.9%
令和3年度	2,100	105,558	▲60	▲4,500	▲2.8%	▲4.1%

年度別請負金額の推移



2. 地区別・発注者別請負金額の状況

(金額単位:百万円)

地区	請負金額	増減額	増減率	発注者	請負金額	増減額	増減率
岡山地区	63,466	8,717	15.9%	国	7,721	531	7.4%
				独法等	3,768	115	3.2%
				岡山県	6,389	▲1,915	▲23.1%
				市町村	40,177	6,216	18.3%
				その他	5,408	3,769	229.9%
東備地区	6,239	▲1,008	▲13.9%	国	455	19	4.4%
				独法等	1,919	▲903	▲32.0%
				岡山県	1,206	▲111	▲8.5%
				市町村	2,658	▲12	▲0.5%
				その他	0	0	-
倉敷地区	26,768	▲5,522	▲17.1%	国	2,748	315	13.0%
				独法等	1,991	1,991	<
				岡山県	2,986	▲821	▲21.6%
				市町村	17,960	▲6,810	▲27.5%
				その他	1,081	▲196	▲15.4%
井笠地区	23,291	8,998	63.0%	国	4,002	1,132	39.4%
				独法等	710	▲520	▲42.3%
				岡山県	1,975	426	27.6%
				市町村	5,259	856	19.4%
				その他	11,343	7,103	167.6%
高梁地区	1,565	▲3,257	▲67.5%	国	144	125	673.1%
				独法等	0	▲303	-
				岡山県	704	▲5	▲0.8%
				市町村	716	▲3,075	▲81.1%
				その他	0	0	-
新見地区	4,372	702	19.1%	国	69	▲56	▲45.0%
				独法等	1,679	948	129.7%
				岡山県	1,400	181	14.9%
				市町村	1,191	▲343	▲22.4%
				その他	32	▲26	▲45.6%
真庭地区	10,539	622	6.3%	国	24	▲4	▲15.4%
				独法等	6,947	1,533	28.3%
				岡山県	1,924	▲57	▲2.9%
				市町村	1,642	▲849	▲34.1%
				その他	0	0	-
津山地区	8,661	▲3,375	▲28.0%	国	716	293	69.5%
				独法等	372	▲427	▲53.4%
				岡山県	2,634	▲358	▲12.0%
				市町村	4,372	▲3,346	▲43.4%
				その他	566	463	451.0%
勝英地区	6,092	1,022	20.2%	国	541	328	154.3%
				独法等	2,006	2,006	<
				岡山県	2,146	846	65.2%
				市町村	1,320	▲2,237	▲62.9%
				その他	77	77	<
合計	150,998	6,897	4.8%	国	16,426	2,684	19.5%
				独法等	19,397	4,440	29.7%
				岡山県	21,367	▲1,815	▲7.8%
				市町村	75,297	▲9,602	▲11.3%
				その他	18,509	11,190	152.9%

※各地区は、工事場所により区分しております。

【岡山地区】岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町

【倉敷地区】倉敷市、総社市、早島町

【高梁地区】高梁市

【真庭地区】真庭市、新庄村

【勝英地区】美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

【東備地区】備前市、赤磐市、和気町

【井笠地区】笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町

【新見地区】新見市

【津山地区】津山市、鏡野町、久米南町、美咲町

【】

3. 資本金階層別の状況

(金額単位：百万円)

資本金	件 数	請負金額	増 減		増減率	
			件 数	請負金額	件 数	請負金額
中小	2,032	74,778	43	3,624	2.2%	5.1%
大手	105	29,358	1	11,049	1.0%	60.4%
共同企業体	46	46,861	0	▲7,776	0.0%	▲14.2%
合 計	2,183	150,998	44	6,897	2.1%	4.8%

※「中小」は、資本金3億円未満（個人含）

4. 工種別の状況

(金額単位：百万円)

工種	件 数	請負金額	増 減		増減率	
			件 数	請負金額	件 数	請負金額
土 木	1,392	66,028	37	7,576	2.7%	13.0%
建 築	186	41,954	▲40	▲13,354	▲17.7%	▲24.1%
電 気	118	13,556	20	4,740	20.4%	53.8%
管	72	10,672	▲4	978	▲5.3%	10.1%
測量・調査・設計	299	3,517	18	162	6.4%	4.8%
その他	116	15,267	13	6,793	12.6%	80.2%
合 計	2,183	150,998	44	6,897	2.1%	4.8%

(建退共だより)

電子申請専用サイト
リニューアル記念

2025年10月
リニューアル!
NEW!

退職金ポイント
還元キャンペーン
実施決定!

対象期間
2025.10.1~2026.3.31

キャンペーン詳細・条件等は
HPにてお知らせします

電子申請で業務を
もっとスムーズに!

建設現場労働者のための退職金制度

建退共

K E N T A I K Y O

電子化で、煩雑な申請や書類管理の
手間を大幅に軽減できます。

オンラインで
業務効率化!

工事関係書類の
電子化にも対応!

発注機関等への
提出作業が軽減!

詳しい情報はこちら ► [建退共](https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/)

<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

建設業退職金共済制度

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL.03-6731-2866

2025年(令和7年)10月
電子申請専用サイトが新しくなります!



電子申請のこれまでのメリット

1 金融機関窓口での共済証紙の購入が不要!

建退共の電子申請専用サイト(専用サイト)で、**共済証紙の貼付に代わる「退職金ポイント」**を購入して掛金を納めることができます。^{*1}

3 共済証紙受払簿の作成や在庫管理が不要!

専用サイトで退職金ポイント購入額や**掛金充当額**が自動管理され、社内のPCで確認できます。

2 共済手帳への証紙貼付・消印や、下請への現物交付が不要!

自社及び下請労働者の就労日数を専用サイトに登録することで、事前購入した**退職金ポイント**を**掛金として充当**できます。^{*2}

4 共済手帳の新規申込がオンラインで申請可能!

共済手帳の新規申込を専用サイトで申請することができます。その他共済手帳や共済契約者証の紛失による再交付も申請可能です。

*1 退職金ポイントはペイジーまたは口座振替で購入できます。お手元の共済証紙は退職金ポイントに交換できます。
*2 CCUS(建設キャリアアップシステム)の就業履歴を活用することによりさらに効率化が図れます。

リニューアル後、さらに便利に使いやすく!

就労実績報告作成ツールと専用サイトが一体化!

- 就労実績報告作成ツールをWeb化し、データの受け渡しが不要に
- 掛金充当にかかる日数が大幅に短縮

CCUS(建設キャリアアップシステム)との自動連携開始で、手続きがより簡便に!

オンラインで申請可能な手続きを拡充!

※添付書類が必要な申請については、引き続き郵送による添付書類の提出が必要です。

電子ポイント方式の
詳細はこちら



現行システムをご使用の方へ

現在ご使用中のデータは、リニューアル後の電子申請専用サイトに引き継ぐことが可能です。

電子ポイント方式システム操作についての
お問い合わせ先<専用コールセンター>

TEL **0120-006-175**
【受付時間】土・日・祝を除く平日9:00~17:00

建退共
設業・退職金制度

詳しい情報はこちら▶

建退共



<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>



(2025.7)

第184回 今話題の「ワークライフバランス」について

●相談内容●

最近自民党総裁選が行われてから、「ワークライフバランス」という言葉をよく目にすることになりました。企業として気付けることは何かあるでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

高市早苗さんの発言

先日、高市早苗さんが自民党総裁になった際に、「ワークライフバランスを捨てる」という発言をしました。この発言が社会的に賛否を呼んでいます。もっとも、高市さんの発言は、国民に対して労働を強要するのではなく、一国家のトップとして、一生懸命働く姿勢を示したものであり、歓迎すべきものです。

同様に、一企業のトップである社長を含めた経営者も、ワークライフバランスを気にせず対応しなくてはならない場面は必ず出てきます。しかし、労働者に対し、労働を強要するべきではなく、むしろ残業をさせないように組織づくりをしていかなくてはなりません。

残業がもたらす影響

長時間の残業は心身ともに悪影響を及ぼすことになります、統計上月45時間以上であれば時間外労働の長さと健康被害との相関があります。

特に直近1ヶ月100時間、直近2~6ヶ月の月平均80時間の残業は「過労死ライン」といわれ、脳卒中、心筋梗塞等の重大な疾患と強い相関が認められています。

このように、残業は、心身に悪影響を及ぼしうるものになります。重大な疾患に至らなくても、日々の業務効率が低下したり、うつ病などの精神疾患を発症したりすることとなるため、短時間といえども残業がもたらす悪影響は無視できません。

「ライフワークバランス」という考え方

また、残業がもたらす影響として、家庭・友人との時間や趣味の時間が減少するというものがあります。

従業員が大切にしているもの、重要視しているものは人それぞれであり、誰一人として共通していることはありません。過度な労働は、その個々の時間を奪ってしまいます。

今や労働が一番重視すべき要素ではないです。「ライフ(プライベート等の生活)」を充実させるために「ワーク(労働)」があるのです。そのため、会社の経営者は「ライフワークバランス」を守るという意識を持たせたいと考えます。

皆が充実感を持って勤務するために

そもそも高市さんの発言が賛否を呼んだ背景として、「ライフ」と「ワーク」とが対立する概念であると考えられていることが前提としてあるように思えます。両者は対立するものではなく、調和させるべきものです。

育児や介護が必要な従業員に時短勤務やリモート勤務をさせる、業務時間外の自己研鑽や副業を積極的にさせたうえでそれらの経験を業務で生かしてもらうなど、両者をうまく調和させることが、従業員も充実感を持って勤務できるうえに、会社全体が活性化することになります。

常に新しい社会の視点や個々の従業員の声に目を向けて、「ライフ」と「ワーク」の調和を図りましょう。

確かな安心へ全力応援。



割戻金の支払いが
始まっています。
令和6年度分 28.52%、令和7年8年も支払いは確定しています。

- 労働者と企業のリスクを同時にカバー
- 手厚い補償 被災者補償(労働者福祉)と諸費用補償(企業防衛)
- 契約者割戻金制度により掛金負担が軽減

● 社員と家族、会社を守るために。

建設共済保険

法定外労災補償制度 (制度創設55周年)

今すぐ、
ご加入を!

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)
の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人
建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー 11階

■ 取扱機関: (一社) 岡山県建設業協会
〒700-0827 岡山市北区平和町5-10建設会館2階
Tel. 086-225-4131 Fax. 086-225-5388

さらに新しくなった! →
建設共済保険制度の10のポイント



詳しくは HPをご覧ください!

建設共済保険 検索

建設共済保険（法定外労災補償制度）

— 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。 —

建設共済保険は建設業界の声を受けて生まれた制度です！

建設業協会と建設業福祉共済団の協力関係について

1. 建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省（現：国土交通省）及び労働省（現：厚生労働省）の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

また、運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上（増進）や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。

2. 各都道府県建設業協会と事務委託契約を締結しています。

建設業福祉共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。

また、当共済団の理事及び評議員の半数以上は建設業界から就任いただいており、さらに制度改革などを審議する運営専門委員会には各地域の建設業協会の専務理事に就任いただくなど、建設業界の声を反映しやすい組織運営になっています。

3. 「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

建設業福祉共済団では、広く建設業界のお役に立てるよう次のような事業を行っています。

- ① 契約者を対象にした事業 <労働安全衛生推進事業>
- ② 被災者を対象にした事業 <育英奨学事業>
- ③ 建設業界を対象にした事業 <一般助成事業など>

建設関係団体の実施する建設業の扱い手確保・育成等の社会貢献、公益事業活動に対して助成を行っています（協会が実施する「i-Construction 及び働き方改革研修会」への助成等）。

建設共済保険は、建設業に従事する労働者が業務・通勤災害により死亡したり、重度の身体障害（障害1～7級、傷病1～3級）を残した場合、または傷病の状態にある場合に国の労災保険の給付に上乗せして保険金を支払う制度です。

【建設共済保険の特長】（年間完成工事高契約）

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③契約者割戻金制度で掛金負担が軽減
- ④同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ⑤元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑥代表者（保険契約者）も補償（従業員300人以下の場合）
- ⑦経営事項審査において15点の加点

[育英奨学事業]

被災者（死亡および障害・傷病3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学生金を継続して給付します。

[労働安全衛生推進事業]

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ  0120-913-931
その他のお問い合わせ 03-3591-8451

URL: <https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険



検索

取扱機関 一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4131

(建設業総合補償制度のご案内)

一般社団法人 岡山県建設業協会会員の皆様へ 令和7年8月保険開始版

建設業総合補償制度 のご案内

●第三者賠償補償
●工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)



補償内容がさらに拡充されました! ぜひご加入をご検討ください!

- 団体のスケールメリットにより、個別加入と比較して割安な保険料になっています。
- 建設業における賠償事故および工事対象物の損害を総合的に補償します。
- 年間包括契約であり、予め定められた工事および業務のすべてが補償の対象となるので、保険の加入忘れがありません。
共同企業体(JV)工事についても包括契約の対象になります。(被保険者の責任分のみ補償します。)
- 保険料は全額損金処理できます。(令和6年11月現在)

主な補償内容(支払限度額)

充実の補償内容

身体賠償

1名につき **1億円** (または**2億円、3億円**) 1事故につき **3億円** (または**5億円、10億円**)
(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中の支払限度額となります。)

財物賠償

(管理財物の損壊を含む) 1事故につき **1億円** (または**3,000万円、5,000万円、3億円、5億円、10億円**)
(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中の支払限度額となります。)

免責金額(自己負担額)

1事故につき **3万円** (身体賠償・財物賠償それぞれ)



借用・支給財物損壊補償 1事故、保険期間中 **500万円** または **1,000万円** (免責金額1事故につき5万円)

地盤崩壊危険補償特約(オプション)

財物賠償

1事故、保険期間中 **1,000万円** または **2,000万円**

免責金額(自己負担額)

1事故につき **5万円**

※通常の地盤崩壊危険補償特約で対象とならない損害につき保険金をお支払いする「地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償)」や「(ワイドプラス補償)」もございます!
詳細はパンフレットをご覧ください。

使用者賠償責任補償特約(オプション)

支払限度額

1回の災害および保険期間中 **5,000万円** または **1億円、2億円、3億円**

雇用慣行賠償責任補償特約(オプション)

使用者等に対して行った不当な処遇やハラスメントなどの不当行為、または第三者に対して行ったハラスメントに起因する損害賠償責任を補償します。

支払限度額・免責金額

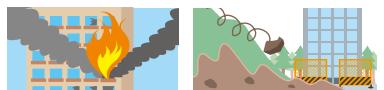
充実の補償内容

1工事あたりの支払限度額

1事故かつ1工事期間中ににつき **2,000万円** もしくは
各工事の保険金額(=請負金額)のいずれか低い額

1事故あたりの免責金額(自己負担額)

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: **0円**



(2) 盗難の場合: **10万円**

(3) (1) (2) 以外の事故による場合: **100万円** または **150万円**

*100万円か150万円のいずれかを加入時にご選択いただけます。

1事故あたりの支払限度額

各工事の保険金額(=請負金額)

※工具は、保険期間中**100万円**まで。(建設工事保険のみ補償)

1事故あたりの免責金額(自己負担額)

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: **0円**

(2) (1) 以外の事故による場合: **10万円**

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人 岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有(管理)者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金制度に基づくものです。

お問い合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4133

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山第一支社
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル4階

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

これは、「建設業総合補償制度」の特徴を説明したものです。詳しくはパンフレットをご用意しておりますので上記にお問い合わせください。

B25-900115 承認年月:2025年4月

行楽期の交通事故防止

実施期間：令和7年10月1日（水）～11月30日（日）

秋の行楽シーズンが近づいてきました。山々が色づき、食べ物もおいしい季節です。また、スポーツの秋もあります。旅行やイベントに車で出かける方も多いのではないでしょうか。

ちょっとした油断や不注意で、交通事故を起こさないよう、次のことに注意しましょう。

1 無理のない計画を立てる

計画を立てるときには、事前に地図やインターネットなどで行き先までの交通状況を十分に調べておきましょう。交通渋滞の発生を見込んで、日程に無理のない、余裕のある計画を立てましょう。

2 運転に集中!!

行楽に向かう途中、解放感や同乗者との会話などで、周囲への注意がおろそかになってしまいか。油断は禁物、運転に集中して周囲をしっかり確認、ハンドルなどの運転操作も確実に。また、運転中に疲れや眠気を感じたら、無理をせずに早めに休憩しましょう。

3 ダメ!! 「ながら運転」

運転中にスマートフォン等を手に持って通話や画像を注視する「ながら運転」はダメ!!周囲への注意が散漫になり、他の車や歩行者の発見が遅れるなど大変危険です。ハンドルを握ったら運転に集中し、スマートフォン等は安全な場所に停止してから使いましょう。

4 シートベルト・チャイルドシートを忘れずに

後部座席を含めた全ての座席で、シートベルトを必ず着用しましょう。シートベルトは、万一の事故の際、あなたの命を守ってくれます。また、6歳未満の子どもを車に乗せる際には、体に合ったチャイルドシートを正しく取り付け、必ず使用してください。

5 夕暮れ時は危険な時間帯

秋から冬にかけては、日没が早くなり、周囲の様子が見えにくくなります。事故防止のため、早めにライトを点灯しましょう。自動車は、対向車や先行車がない場合はハイビームを活用し、横断者や道路状況の早期把握に努めましょう。

6 歩行者、自転車は自分の存在をアピール

夕方・夜間は、ドライバーから歩行者や自転車が見えにくくなる時間帯です。自転車のライトは早めに点けましょう。歩くときは明るい目立つ色の服を着て、リストバンドなどの夜光反射材やLEDライトを身につけて外出し、自分の存在をしっかりアピールしましょう。

7 スピードの出し過ぎは危険

スピードの出し過ぎは、重大事故につながり大変危険です。特に夜間は、周りが見えにくく、視界が狭くなるため、速度の感覚も鈍りがちです。スピードメーターで速度をよく確認し、安全な速度で運転しましょう。

8 ルールの厳守

横断歩道の歩行者優先はルールです。横断歩道で横断しようとしている人や横断中の人がいたら、止まって進路を譲りましょう。

合図を出すのは進路変更の3秒前、右左折の30m手前です。合図をきちんと出して、車の動きを周囲に知らせてましょう。

赤色信号はもちろん、黄色信号も「止まれ」です。安全に止まれるのに、交差点等に進入するのはとても危険です。信号の意味を正しく理解し実践しましょう。

9 飲酒運転の根絶

飲酒運転による交通事故が後を絶ちません。飲酒運転を、「しない」、「させない」、「許さない」社会環境づくりを、みんなで推進しましょう。

10 「ゆする・とまる・まもる」で交通事故防止

他の人や車に進路を「ゆする」、赤信号・一時停止で「とまる」、速度・合図・信号などのルールを「まもる」。ドライバーも、自転車も、歩行者も、一人ひとりが「ゆする・とまる・まもる」を心がけ、交通マナーアップにより交通事故を防ぎましょう。

岡山県交通安全対策協議会

モッピ自体
働き方
休み方

年次有給休暇を
上手に活用し
働き方・休み方を
見直しましょう

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を
活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

事業主の皆様へ

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化につながる年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方につながる時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、これを機に導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧いただきか、岡山労働局雇用環境・均等室（電話086-225-2017）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイトURL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

協会日誌

- 7. 9. 1 岡山県緑化推進協会運営協議会
- 7. 9.18 第10回労務費の基準に関するワーキンググループ(東京)
- 7. 9.24 全建 協議員会(東京)
- 7. 9.26 西日本建設業保証株取締役会
- 7. 9.30 中国地方整備局との意見交換会



発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225-4131

FAX (086) 225-5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp